

さいたま市契約公報 第 1 号 令和 7 年 1 月 1 5 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
--	---

目 次

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市国民健康保険システム標準化対応に伴う税システム改修業務…… 1
- ・さいたま市立岸町保育園外 4 7 園で使用する電気…………… 1
- ・さいたま市クリーンセンター大崎施設維持管理長期包括委託業務…………… 1

一般競争入札の告示（1 件）

- 小型貨物自動車賃貸借（令和 7 年度導入）…………… 2

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 1 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 1 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 1－1 ②さいたま市国民健康保険システム標準化対応に伴う税システム改修業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤 6－4－4 ④令和 6 年 1 2 月 1 6 日 ⑤富士通 J a p a n 株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部 部長 川尻崇 さいたま市大宮区桜木町 1－1 1－2 0 ⑥ 5 4, 7 2 5, 0 0 0 円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号該当

① 1－2 ②さいたま市立岸町保育園外 4 7 園で使用する電気 2, 2 8 7, 3 3 0 キロワット時 ③さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課 さいたま市浦和区常盤 6－4－4 ④令和 6 年 1 2 月 1 2 日 ⑤コスモ石油マーケティング株式会社次世代事業推進部 次世代事業推進部長 福嶋弘之 東京都港区芝浦 1－1－1 ⑥ 8 8, 0 7 2, 4 3 6 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 6 年 1 0 月 3 1 日 さいたま市公告（調達）第 1 0 0 号

① 1－3 ②さいたま市クリーンセンター大崎施設維持管理長期包括委託業務 一式 ③さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎 さいたま市緑区大崎 3 1 7 ④令和 6 年 1 2 月 1 0 日 ⑤川崎

重工・川重環境エンジニアリング特定共同企業体 代表構成員 川崎重工業株式会社 代表取締役
橋本康彦 東京都港区海岸 1-14-5 構成員 川重環境エンジニアリング株式会社 代表取締役
近藤哲也 東京都江東区木場 2-17-12 ⑥10,274,000,000円 ⑦随意契約
⑧令和6年9月30日さいたま市公告（調達）第94号 ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第37号

小型貨物自動車賃貸借（令和7年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型貨物自動車賃貸借（令和7年度導入）

(2) 借入場所

さいたま市緑区大崎 317 さいたま市東部清掃事務所

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年2月登録日から60ヶ月間

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間１台以上の契約を完了した実績を有するものであること。

３ 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大崎３１７　さいたま市環境局資源循環推進部東部清掃事務所
担当　管理係　伊藤　電話　０４８（８７８）０９５６　ＦＡＸ　０４８（８７８）０９６０

(2) 交付期間

告示の日から令和７年１月２４日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

４ 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ　入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年１月２２日（水）必着　書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３６－０９７４　さいたま市緑区大崎３１７　さいたま市役所環境局資源循環推進部東部清掃事務所

５ 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月3日（月）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において長形3号の返信用封筒（返送先住所・宛名等を記入済のもの）に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年2月12日（水）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月14日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大崎317 東部清掃事務所 1階会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月14日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

3(1)に同じ

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。